

一般社団法人地域医療介護連携推進機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人地域医療介護連携推進機構と称し、英文ではCooperation promotion organization for Community medical and care (略称：COCO) と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医療そして介護を必要とする生活者の暮らしの充実を図るために必要となるサービスを提供すること、ならびに個人およびその家族が安心して生活できるようにツールや環境を整備することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 個人の生活情報等を管理運用するクラウドサービス、ナラティブブックの提供事業
- (2) 地域の医療福祉介護事業者の連携支援事業
- (3) 地域の医療福祉介護サービスの企画、設計、開発および運用事業
- (4) 各種健康および医療福祉介護データの収集および活用に関わる次の事業
 - イ. 情報システムの企画、設計、開発および運営に係わる業務
 - ロ. データの活用に関する市場調査請負およびコンサルティング業務
 - ハ. 医療福祉介護施設に対する業務の支援およびコンサルティング業務
- (5) イベント、展示会、研修会および会議などの企画、設計および運用事業
- (6) 印刷および出版事業
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 不動産の売買・仲介・管理および賃貸事業
- (9) 医療福祉介護サービスを提供する施設の運営事業
- (10) 食堂、カフェ、入浴施設および図書館などの生活者が利用する施設の運営事業
- (11) 電気通信事業ならびに各種情報提供、情報収集、情報処理、情報通信に関するサービス事業
- (12) コンピューターおよび周辺機器・関連機器ならびにソフトウェアの開発販売、保守ならびに運用に関する事業
- (13) 医療用ならびに一般機械器具の企画、開発、製造および販売事業
- (14) 化粧品ならびに医薬品などの企画、開発、製造、販売および輸出入事業
- (15) インターネットを利用した通信販売事業
- (16) Webサイトの作成および運営管理事業
- (17) 金銭の貸し付け、金銭の貸借の媒介および保証、集金代行、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業その他の金融事業
- (18) 本邦および海外において行う電子マネーその他の電子的価値情報およびプリペイドカードなどの前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動事業
- (19) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第 6 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 7 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) 第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号に定めるところにより社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 9 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 14 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する

第 4 章 役 員

(役員)

第 17 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 25 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 31 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 33 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる

3 事務局長および重要な職員は、代表理事が理事の過半数の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が理事の過半数の承認を得て別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊藤伸一、伊藤慎一、岡崎光洋、齊藤勝俊

設立時代表理事 岡崎光洋

設立時監事 藤村 貴

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 (抄)

設立時社員 伊藤伸一

住所 (抄)

設立時社員 岡崎光洋

住所 (抄)

設立時社員 齊藤勝俊

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和3年5月25日 制定